

第2章 各教科

第1節 国語

1 改訂の趣旨及び要点

PISA2015（平成27年実施）において、情報化の進展に伴い、特に子供にとって言葉を取り巻く環境が変化する中で、読解力に関して改善すべき課題があること、及び、全国学力・学習状況調査において、伝えたい内容や自分の考えについて根拠を明確にして書いたり話したりすることや、複数の資料から適切な情報を得てそれらを比較したり関連付けたりすること、文章を読んで根拠の明確さや論理の展開、表現の仕方等について評価することなどに課題があることを踏まえて改訂している。

2 目標及び内容

(1) 目 標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- ② 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- ③ 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

ア 目標の構成の改善

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理している。また、このような資質・能力を育成するためには、生徒が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。

(2) 内 容

〔知識及び技能〕

- ① 言葉の特徴や使い方に関する事項
- ② 情報の扱い方に関する事項
- ③ 我が国の言語文化に関する事項

〔思考力、判断力、表現力等〕

- A 話すこと・聞くこと
- B 書くこと
- C 読むこと

ア 内容の構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書

くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直している。

イ 学習内容の改善・充実

〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕の各指導事項について、育成を目指す資質・能力が明確になるよう内容を改善している。

(ア) 語彙指導の改善・充実

各学年において、指導の重点となる語句のまとまりを示すとともに、語句への理解を深める指導事項を系統化して示している。

(イ) 情報の扱い方に関する指導の改善・充実

話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりすることが、話や文章を正確に理解することにつながり、また、自分のもつ情報を整理して、その関係を分かりやすく明確にすることが、話や文章で適切に表現することにつながるため、このような情報の扱い方に関する「知識及び技能」は国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つである。こうした資質・能力の育成に向け、「情報の扱い方に関する事項」を新設し、「情報と情報との関係」と「情報の整理」の二つの系統に整理して示している。

(ウ) 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けている。また、全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けている。

(エ) 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」として整理し、その内容の改善を図っている。

ウ 学習の系統性の重視

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。このため、小・中学校を通じて、〔知識及び技能〕の指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項と言語活動例のそれぞれにおいて、重点を置くべき指導内容を明確にし、その系統化を図っている。

エ 授業改善のための言語活動の創意工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示している。

オ 読書指導の改善・充実

各学年において、国語科の学習が読書活動に結び付くよう〔知識及び技能〕に「読

書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示している。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

イ 各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年の前後の学年で取り上げることもできること。

ウ 各学年の内容の〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とし、必要に応じて、特定の事項だけを取り上げて指導したり、それらをまとめて指導したりするなど、指導の効果を高めるよう工夫すること。

エ 各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」に関する指導については、第1学年及び第2学年では年間 15～25 単位時間程度、第3学年では年間 10～20 単位時間程度を配当すること。その際、音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

オ 各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」に関する指導については、第1学年及び第2学年では年間 30～40 単位時間程度、第3学年では年間 20～30 単位時間程度を配当すること。その際、実際に文章を書く活動を重視すること。

カ 第1学年及び第3学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のオ、第2学年の内容の〔知識及び技能〕の(3)のエ、各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにするとともに、他教科等における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。

キ 言語能力の向上を図る観点から、外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。

ク 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ケ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 日常の言語活動を振り返ることなどを通して、生徒が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫すること。

イ 漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり扱うこと。

他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、その確実な定着が図られるよう工夫すること。

ウ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

(イ) 硬筆を使用する書写の指導は各学年で行うこと。

(ウ) 毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導すること。

(エ) 書写の指導に配当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度とすること。

エ 生徒がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

オ 学校図書館などを、目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。

(3) 取り上げる教材については、次の事項に留意するものとする。

ア 教材は、第2の各学年の目標及び内容に示す資質・能力を偏りなく養うことや読書に親しむ態度を育成することをねらいとし、生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また、第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

イ 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。

(ア) 国語に対する認識を深め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。

(イ) 伝え合う力、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするのに役立つこと。

(ウ) 公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと。

(エ) 科学的、論理的に物事を捉え考察し、視野を広げるのに役立つこと。

(オ) 人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと。

(カ) 人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと。

(キ) 我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。

(ク) 広い視野から国際理解を深め、日本人としての自覚をもち、国際協調の精神を養うのに役立つこと。

ウ 各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」の教材については、各学年で説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。また、説明的な文章については、適宜、図表や写真などを含むものを取り上げること。

エ 我が国の言語文化に親しむことができるよう、近代以降の代表的な作家の作品を、いずれかの学年で取り上げること。

オ 古典に関する教材については、古典の原文に加え、古典の現代語訳、古典につい

て解説した文章などを取り上げること。

4 移行措置の内容

- (1) 平成 31 年度の第 1 学年、平成 32 年度の第 1 学年、第 2 学年で学習する漢字に追加して指導する。

【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】

茨、媛、岡、渦、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、
阪、阜（20 字）

- (2) 平成 32 年度の第 1 学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。

5 移行措置期間中の留意事項

- (1) 中学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む。）について十分留意した指導計画を作成すること。特に、移行期間中に追加して指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容については、新中学校学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。
- (2) 移行期間中、実際に新中学校学習指導要領による場合にはその内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

6 特に配慮すべき事項

- (1) 〔思考力、判断力、表現力等〕の内容は、「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」からなる 3 領域の構成を維持しながら、(1)に指導事項を、(2)に言語活動例をそれぞれ示すとともに、(1)の指導事項については、学習過程を一層明確にして示されている。したがって、(2)に示している言語活動例を参考に、生徒の発達や学習の状況に応じて設定した言語活動を通して、(1)の指導事項を指導すること。
- (2) 資質・能力の三つの柱は相互に関連し合い、一体となって働くことが重要であるため、〔知識及び技能〕と〔思考力、判断力、表現力等〕を別々に分けて育成したり、〔知識及び技能〕を習得してから〔思考力、判断力、表現力等〕を身に付けるといった順序性をもって育成したりすることを示すものではないことに留意すること。